

令和7年度 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施について

1. 制度概要

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた施策で、こどもの発達状況に応じた遊びや生活の場を提供し、保育者等との関わりを通して保護者の子育てに対する喜びや自信につなげ、地域全体でこどもの育ちと子育てを支えることを目的とする事業である。

令和7年度から、子ども子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において本格実施される。

市では令和7年から、市内一部の教育・保育施設で実施し、令和8年度の本格実施に向け、利用者ニーズ把握や事業運営の課題検証等を行う。

2. 事業内容

対 象 児 童	未就園の0歳6カ月～満3歳未満のこども ※保護者の就労等の要件は問わない
実 施 場 所	市内の教育・保育施設
開 所 日 数 時 間	実施施設で開所する日数や曜日と時間帯や時間枠を設定
利 用 時 間	こども一人、月10時間まで
保 護 者 負 担	こども一人、1時間あたり300円を基準とし、実施施設が定める。 ● 生活保護世帯・住民税非課税世帯は利用料を減免 ● 給食費等の実費負担あり
実 施 方 法 (3種類)	● 一般型(在園児と合同) ● 一般型(専用室独立実施型) ● 余裕活用型
設 備・職 員 基 準	● 児童福祉法 ● 恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

3. 今後のスケジュール

時 期	予 定
5 月	実施事業者の公募手続き
6～7 月	応募書類の審査・事業者の選定・選定結果の通知
7 月	認可選定手続き 認可を行うにあたって意見聴取(恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会)
8 月	事業者認可
年内	● 実施事業者における受け入れ準備・市民へ周知 ● 事業開始(利用者アンケート・事業者ヒアリングを実施)
R8.1 月以降	R8.4 月からの給付制度の開始に向けた準備